

監査監第782号
令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇人 様
さいたま市議会議長 渋谷 佳孝 様
さいたま市教育委員会教育長 細田 眞由美 様

さいたま市監査委員	大 矢 幸 子
同	工 藤 道 弘
同	伊 藤 仕
同	松 下 壮 一

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

建設局 南部建設事務所
教育委員会事務局 管理部

(2) 監査の範囲

平成30年度繰越工事及び令和元年度（令和元年12月末日現在）に契約した工事のうち、契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和元年度（令和元年12月末日現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
建設局	道路安全対策課	①羽根倉橋（上り線）床版補強工事その1
		②中尾陸橋耐震補強及び補修工事その3
		③歩道改良工事（一般国道463号）
	道路建設課	④街路築造工事（道場三室線2工区）（H30-1）
		⑤道路改良工事（鶴巻IC）（H30-3）
	道路維持課	⑥スマイルロード整備工事（市道E6号線）
		⑦道路修繕工事（31一般国道463号バイパス）
	河川整備課	⑧油面川排水機場本体築造工事
		⑨排水路改修工事（高沼用水路東縁30-1）
		⑩FF-7排水路整備工事（南河R1）

担 当		施 設 修 繕 名
建設局	道路維持課	①南浦和駅エスカレーター外修繕
	河川整備課	②田島ポンプ外水位計修繕（南河R1）
教育委員会 事務局	学校施設課	③三橋中学校止水擁壁修繕
		④春野小学校特別支援学級空調設備修繕
		⑤指扇小学校難聴・言語障害通級指導教室改修修繕

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

ア 道路、河川等の管理者及び電気、水道等の事業者との協議は行われているか。

(2) 設計・積算

ア 仕様書、図面等の設計図書は的確に作成されているか。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 施工

ア 現場の安全管理は適切に行われているか。

イ 設計変更の理由・内容は適切か。

(4) 契約

ア 入札事前準備事務において、設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 契約締結事務において、契約書、見積書等の関係書類は确实かつ的確に整備されているか。

4 監査の主な実施内容

主な着眼点を中心として、事務手続き等が適正に執行されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和2年4月24日（金）から令和2年8月25日（火）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、施工上留意すべき事項のうち軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。

工事の監査結果については、別表のとおりである。

(別 表)

建設局

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
南部建設事務所 道路安全対策課	②中尾陸橋耐震補強及び 補修工事その3	<ul style="list-style-type: none">・安全管理について、携帯用グラインダーを用いた切断作業を行っているが、研削といしの覆いを外し危険な作業を行っていることから、「労働安全衛生規則」に基づき、発注者から注意喚起を促す等、適正な施工監理を行うべきである。・安全管理について、薬液注入工による作業が高さ2m以上の開口部端で墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」に基づき、発注者から堅固な囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。
南部建設事務所 河川整備課	⑧油面川排水機場 本体築造工事	<ul style="list-style-type: none">・安全管理について、上層階の打継用差筋上部に安全対策用の保護キャップ等が取り付けられておらず危険であることから、発注者から指示を行い、適正に対策を行うべきである。・安全管理について、吸水槽水路部の円形穴周囲に落下防止安全柵をカラーコーン等で行っており、墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」に基づき、発注者から堅固な囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
南部建設事務所 河川整備課	⑧油面川排水機場 本体築造工事	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理について、単管足場を設置しているが、幅木等の設置が確認できず、墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」に基づき、発注者から幅木等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。
	⑩F F - 7排水路 整備工事（南河R1）	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書について、排水路に発注者が鉄ピンとトラロープによる簡易な柵を設置しているが、十分な転落防止柵ではなく、通行車両及び歩行者等に危険を及ぼすおそれがあることから、適正な設計を行うべきである。

担 当 課	施設修繕名	指 摘 事 項 等
南部建設事務所 河川整備課	②田島ポンプ外 水位計修繕（南河R1）	・監督員の指定について、契約後に行う通知が見受けられないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」により、適正に通知するべきである。

担 当 課	施設修繕名	指 摘 事 項 等
<p>管理部 学校施設課</p>	<p>③三橋中学校 止水擁壁修繕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」により、決裁処理が見受けられないことから、適正な文書処理を行うべきである。 ・ 施設修繕工程表等について、收受印がなく提出年月日が確認できないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」により、適正に收受するべきである。 ・ 契約書について、仕様書の不備及び設計図面が添付されていないことから、「さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱」により、適正に作成するべきである。
	<p>④春野小学校 特別支援学級 空調設備修繕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」により、決裁処理が見受けられないことから、適正な文書処理を行うべきである。 ・ 施設修繕工程表等について、收受印がなく提出年月日が確認できないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」により、適正に收受するべきである。 ・ 契約書について、仕様書の不備及び設計図面が添付されていないことから、「さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱」により、適正に作成するべきである。

担 当 課	施設修繕名	指 摘 事 項 等
管理部 学校施設課	⑤指扇小学校難聴・ 言語障害通級指導教室 改修修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督員指定通知等について、「さいたま市文書管理規則」により、決裁処理が見受けられないことから、適正な文書処理を行うべきである。 ・ 施設修繕工程表等について、收受印がなく提出年月日が確認できないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」により、適正に收受すべきである。 ・ 関係法令等の適合性について、スポット型感知器の設置は消防設備士の有資格者が行うことになっているが、資格者証の写しが見受けられないことから、発注者から指示を行い、適正に受理すべきである。 ・ 契約書について、仕様書の不備及び設計図面が添付されていないことから、「さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱」により、適正に作成するべきである。